

伊勢市成年後見サポートセンターきぼう

来所はもちろん、電話やFAX、e-mailにより、
成年後見制度に関する相談をお受けします。

直通電話 **0596-21-1122**

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝日・年末年始を除く)

〒516-0076 伊勢市八日市場町13-1
(伊勢市社会福祉協議会 福祉センター 2階)

FAX 0596-27-2412

e-mail ise-kouken@mie.email.ne.jp

ホームページ <https://ise-shakyo.jp/kibou>



最新の情報については、伊勢市社会福祉協議会
ホームページでご確認ください。

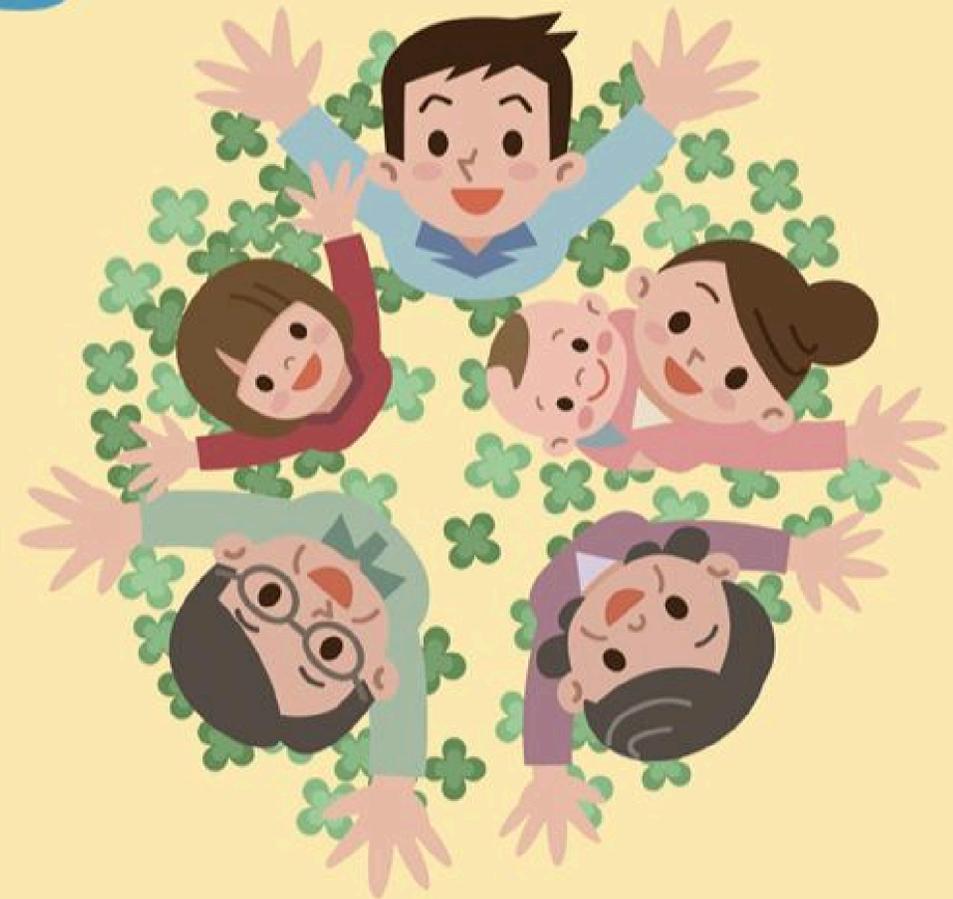
今すぐチェック!



※この事業は伊勢市からの委託事業です。

＼ 高齢者・障がい者の権利を守る /

伊勢市 成年後見サポートセンター きぼう



認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分になり、
自分自身で財産管理や契約などの法律行為を行うことが難しい方の権利を守り、
住み慣れた地域で安心して暮らせるように…

成年後見制度の活用を支援します。

こんなことで困っていませんか

例えば…



- 物忘れがひどく、財産管理がうまくできない
- 障がいのある子どもと暮らしているが、親として世話ができなくなった時にどうしたらいいのか、子どもの将来が心配
- 将来自分が認知症になった時、頼れる身寄りがいなくて不安
- 成年後見等の申し立て手続きがわからない
- 申し立ての費用負担が支払えるか心配 など

成年後見制度とは…

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援を行う制度です。



どのような支援が行われますか？

<h3>財産管理</h3> <ul style="list-style-type: none"> ● 預貯金の管理 ● 不動産の管理 ● 税金や水道光熱費などの支払い ● 遺産分割 など 	<h3>身上保護</h3> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護・福祉サービス利用の手続き ● 医療機関の受診に関する手続き ● 施設への入退所の手続き、費用の支払い ● 要介護認定の申請 など
---	--

どのような種類がありますか？

すでに判断能力に不安のある方 法定後見制度			判断能力のある方 任意後見制度
本人に代わって契約や財産管理などの法律行為を行う支援人を、家庭裁判所が選任します。判断能力の程度により、成年後見人・保佐人・補助人の3つに分けられます。	将来に備え、あらかじめ本人が決めた人と公正証書による契約をしておくものです。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選出され、任意後見人の仕事が始まります。		
常に判断能力を欠いており、日常の買い物も一人では難しい人	判断能力が著しく不十分で、日常の買い物はできるが、重要な財産の管理・処分などは難しい人	判断能力が不十分で、重要な財産管理などを一人ですることが不安な人	現在は判断能力のある人
成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
全ての法律行為を行うことができます。	法律で定められた重要な行為の同意権があります。	申し立ての範囲内で、家庭裁判所が定める法律行為を行うことができます。	本人の判断能力が不十分になってから、任意後見監督人の監督のもと、本人との契約で定めた行為を行います。

成年後見制度を利用する(家庭裁判所に申し立てる)までの流れ



伊勢市成年後見サポートセンターきぼうの主な活動内容

- **相談・利用支援**
 成年後見制度の利用を必要とする人やその家族、関係機関の方々、既に成年後見人等として活動されている方などからの相談に応じます。申し立てをする際は、初回相談から後見等の開始に至るまで寄り添いながら書類作成等を支援しますので、安心してご利用ください。
 なお、申し立てにかかる経費や成年後見人等への報酬を負担することが困難な場合であっても、成年後見制度利用支援事業等の公的な支援が受けられる可能性がありますので、まずはご相談ください。
- **広報啓発**
 成年後見制度の正しい理解の普及啓発と利用促進を図るため、成年後見制度に関する市民向けの講演会や専門機関向けの研修会、当事者団体等への勉強会を開催しています。
- **市長申し立てに関する業務**
 申し立てができる身寄り等がない場合は、市長による申し立てが可能です。市長による申し立てを行うための書類作成等を行います。なお、市長申し立てには、伊勢市による申し立ての必要性の判断や、親族に対する申立意思の確認等の事務が必要なため、一定の時間を要します。
- **市民後見人の養成・活動支援**
 成年後見制度の新たな担い手として、同じ地域に暮らす市民目線で本人に寄り添った支援を行う、市民後見人の養成と活躍支援を実施しています。